

高齢者の趣味につけこむ商法にご注意!

高齢者が趣味で制作している短歌などの作品を褒めて自尊心をくすぐり、言葉巧みに新聞などへの掲載を勧めます。そして一度掲載すると、何度も掲載を勧めてきます。また、契約した業者だけでなく、他の複数の業者からも勧誘される場合があります。

いい短歌ができたぞ！
次号の同人誌に
出品しよう…



短歌には自信があるんですよ!
掲載してもいいですよ



他の業者からも
広告掲載の勧誘電話がしつこく
かかってくるようになった…。
そんなに掲載料払えないよ。
まいったなあ…

あなたへのアドバイス!

- 業者の影印をうのみにせず、掲載新聞(雑誌)名、掲載時期など、掲載の条件を書面でよく確認してください。
- しつこい勧誘には「契約しません」ときっぱり断りましょう。
- 勝手に掲載されたり、勧誘を断った場合など、承諾していないのに請求書が届いた場合には契約は成立していないので、支払う必要はありません。

